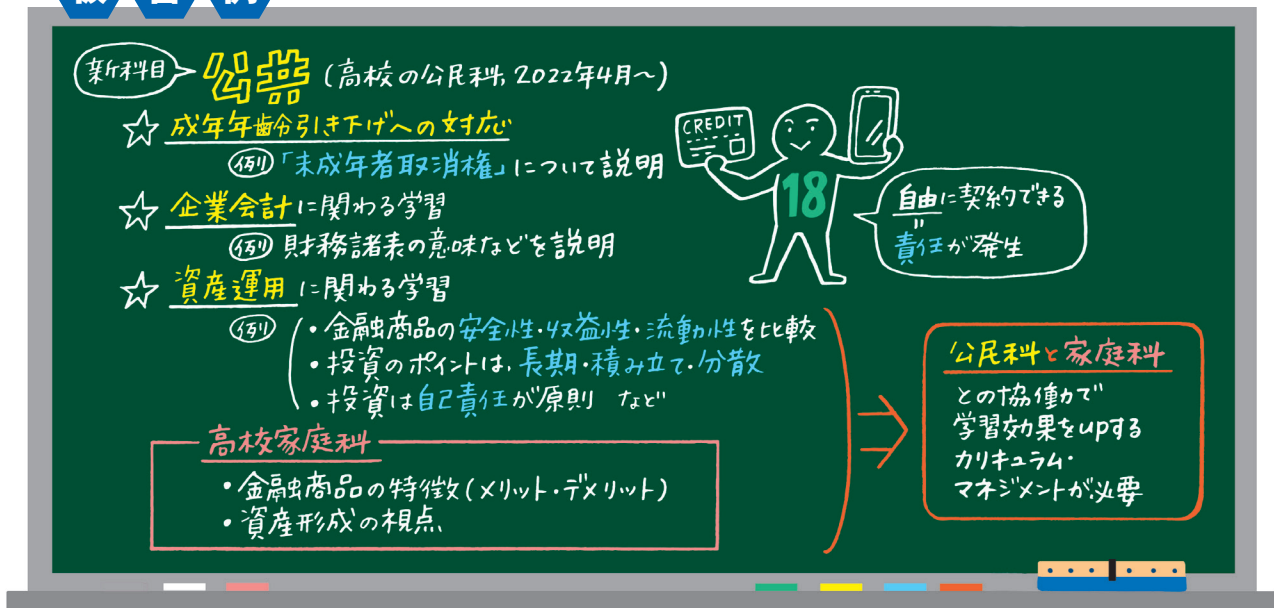


新しい教科書で高校の金融経済の授業はどう変わる？

～新科目「公共」における金融経済の学習～

文：栗原 久

板書例



成年年齢引き下げへの対応

2015年の公職選挙法改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。翌16年には施行され、すでに数回の国政選挙に18・19歳が参加しました。

次いで、2018年には成年年齢を18歳に引き下げる民法改正が行われ、2022年4月から施行されます。2018年3月に高等学校新学習指導要領が告示され、これが年次進行により段階的に適用されるのが、2022年4月からです。今次の学習指導要領改訂、また、これに基づく各学校での授業実践は、選挙権年齢だけではなく、成年年齢の引き下げへの対応が求められるものとなりました。

成年年齢の引き下げによって、親の同意なくローンやスマートフォンの契約ができる、クレジットカードを作る、財産の管理や職業の選択などについて親権が行使できなくなるなど、若者の経済行動の自由度が高まります。一方、「未成年者取消権」（民法5条2項）に基づく契約の取り消しはできなくなります。

これを受けて、「公共」の教科書のなかには、「未成年者取消権」について詳しく取り上げているものがあります。「現代社会」の教科書には「未成年者取消権」に関する記述はほとんどありませんでしたから、これは明らかに成年年齢の引き下げに対応した変化です。

ただし、クーリングオフについては「契約解除のはがきの書き方」を例示している教科書があるのに、「未成年者契約の取消しの通知」についてはそれがありません。各地の消費生活センターなどのホームページには通知例が出ていますので、参考にしたいところです。

企業会計に関わる学習

中学校社会科公民的分野と同じように、高校公民科「公共」「政治・経済」においても、企業会計について取り上げることが「解説 公民編」で示唆されました。これを受けて、財務諸表の意味を説明している教科書があります。株主や銀行などは、出資先の企業が正確な会計情報を開示しないと経営の実態がわからない、経営状況が不明なままでは投資家に疑心暗鬼が広がり、結果として市場には悪質な企業しか残らなくなる、こんな説明をする教科書もあります。情報の非対称性が存在する市場（レモン市場）を念頭に置いた説明です。

専門学科における簿記などの科目ではなく、公民（社会）科の授業で企業会計をどのように扱うべきか、この問題についてはこれまでほとんど検討されていません。貸借対照表や損益計算書などの用語を暗記させるような学習では、あまり意味はないでしょう。「もし、企業が不正確な会計情報を開示したら、どのような問題が生じるか」などの問いを設け、情報の非対称性や説明責任（アカウントビリティ）、監査の役割などについて、追究させるのはいかがでしょうか。企業会計に関する「深い学び」につながる適切な問いを案出したいものです。

資産運用に関わる学習

「解説 公民編」が、「様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにすることも大切である」と指摘したことから、「公共」の教科書が資産運用に関わるテーマを積極的に取り上げるようになりました。様々な金融商品の安全性・収益性・流動性を比較したり、投資では長期・積み立て・分散の3点が重要であることを説明したりする教科書があります。投資は自己責任が原則であることを明確に述べたものもあります。

今次の学習指導要領改訂では、高校家庭科の必修科目「家庭基礎」「家庭総合」においても、「預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴（メリット、デメリット）、資産形成の視点にも触れるようにする」とことと指摘されています。これを受けて家庭科の教科書でも、NISA や確定拠出年金など資産運用に関わる話題が取り上げられています。公民科と家庭科で、どのように協働（あるいは、棲み分け）して学習効果を最大化するのか、カリキュラム・マネジメントが求められます。

※ 高等学校新学習指導要領については、メルマガ [vol.75](#) [vol.77](#) をご参照ください。

- 内容については万全を期しておりますが、配信時現在の情報を基に執筆していること、執筆者個人の見解も含まれていることをご理解のうえ、ご利用ください。

